

浜松市立葵が丘小学校いじめ防止基本方針



浜松市立葵が丘小学校

葵が丘小いじめ防止宣言

第1 いじめの防止などのための基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 地域や家庭との連携
 - (5) 関係機関との連携

第2 いじめの防止等のための対策

- 1 いじめの防止等のための組織
 - (1) 「校内いじめ対策委員会」の組織と役割
 - (2) いじめの防止等における教職員の役割
 - ①いじめ対策CDの設置と役割
 - ②教職員等の役割
- 2 いじめの防止等に関する取組
 - (1) 葵が丘小年間指導計画
 - (2) いじめの未然防止
 - (3) いじめの早期発見
 - (4) いじめに対する措置
 - (5) 関係機関との連携
 - (6) 学校における教育相談体制の整備
 - (7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組
 - (8) いじめが「解消している」状態
 - (9) 「浜松市立葵が丘小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し
- 3 地域や家庭の役割
 - (1) 地域の役割
 - (2) 家庭の役割

第3 重大事態への対処

- 1 重大事態の意味
 - (1) 生命心身財産重大事態
 - (2) 不登校重大事態
 - (3) 子供や保護者からの申立て
- 2 重大事態の調査組織
- 3 事実関係を明確にするための調査の実施
- 4 調査結果の提供及び報告
- 5 その他の留意事項

葵が丘小いじめ防止宣言

いじめは、どのような理由があろうとも、決して許される行為ではありません。なぜならいじめは、被害にあった子供の人としての誇りや尊厳を踏みにじる決して許されない行為だからです。いじめに関係した子供それぞれに自覚があるなしに関係なく、その行為は時として命に関わる事態を招く可能性があります。いじめを受けている子供がいた場合には、全職員一丸となって該当の子供を最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然とした態度で指導していく必要があります。

いじめから子供を守るためには、葵が丘小の全ての子供たち及び教職員、そして保護者が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣な行為である」、「いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚した上で、自らの行為に責任を持つ意志が求められます。また、子供自らは、互いを認め合い、よりよい人間関係を築くことで、いじめのない環境をつくり出す推進者であることを自覚しなければなりません。

いじめは、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する課題です。平成25年9月には、社会総がかりでいじめに対峙するため、「いじめ防止対策推進法」（推進法）が施行されました。この法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、浜松市では平成26年3月に「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」（浜松市いじめ防止基本方針）を策定し、平成29年4月及び令和4年9月に改訂しました。本校ではこれに基づき、平成26年4月に「葵が丘小いじめの防止等のための基本的な方針」（葵が丘小いじめ防止基本方針）を定め、いじめ防止に直接関わる組織である「葵が丘小いじめ対策委員会」を立ち上げました。そして、「浜松市いじめ防止基本方針」の改訂に伴い、「葵が丘小いじめ防止基本方針」も改訂してきました。

この方針に沿って実効的な取組が実施されることにより、本校の子供たちが安心して学びに取り組み、心身ともに健やかな成長を果たしてくれることを願っています。

そして、子供と教職員、保護者、地域の方々が総がかりとなって、いじめを未然に防ぐとともに、人間関係上の様々な問題に対して真摯に向き合い、思いやりを持ち温かな姿勢で対応し合える学校風土を目指す決意として、葵が丘小いじめ防止宣言を表明いたします。

令和7年4月
浜松市立葵が丘小学校長

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

第1 いじめの防止などのための基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（参考条文 法第2条第1項及び第3項）

いじめの表れとしては、以下のようなものが想定される。ただし、これは想定であって、今後は、ここに想定した以外の状況が発生し得ることも十分認識し、日々変化する子供たちの表れを注視していかなければならない。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

注意すべきことは、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことである。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、たとえ本人がいじめだと気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺状況等を客観的に確認し、不自然な行為が行われていないか見取ることが大切である。

なお、いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について情報共有をする。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものである。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や委員会活動、部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりするといじめが起こりやすい。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家族や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認識する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を守る。

(3) いじめへの対処

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③子供の「健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4) 地域や家庭との連携

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめ問題について協議する機会や保護者が

いじめについて学ぶ機会を設ける。

○学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用する。

○より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

（５）関係機関との連携

いじめ問題の対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携する。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知する。

第２ いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立葵が丘小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進する。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要（令和４年１２月文部科学省。）」を理解し、「浜松市立葵が丘小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していく。

１ いじめの防止等のための組織

（１）「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

○委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。

○参画する教職員等

- ・校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター（いじめ対策ＣＤ）、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学級担任等
- ・必要に応じて、発達支援コーディネーター（発達支援ＣＤ）、教科担任、委員会等に関わる教職員等を参加させたり、専門的な知識を有するスクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、外部専門家等を参画させたりする。

○毎月１回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は５年間保存する。

※緊急の開催については、校長の判断の下、参画する者を決定する。場合によっては、校長もしくは教頭、いじめＣＤもしくは生徒指導主任、学年主任もしくは直接関わった教職員等の３人での開催もあり得る。

○学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたり、中核となる役割を担う。

○重大事態（法第２条第１項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

（２）いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策ＣＤの設置と役割

校長は、学校におけるいじめ防止等の対策を推進するリーダーとして、「いじめ対策CD」を校務分掌に位置付ける。いじめ対策CDは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行う。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員等の役割

- ア 校長 : 「浜松市いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見、早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導主任 : いじめ対策CDと連携していじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任等からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童の心身の健康状態を把握し、気になる表れを把握する。
- キ 学級担任等（学級担任、教科担任、委員会等に関わる教職員）
: 児童の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援CD : 発達支援の視点から、児童の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。
- コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

2 いじめの防止等に関する取組

(1) 年間指導計画 ◆教職員 □児童 ○保護者・地域

1 学期		2 学期		3 学期	
月	活動内容	月	活動内容	月	活動内容
4	◆生徒指導研修、いじめ対策委員会 ・基本方針・組織の確認 ・1 学期の取組の確認 ◆職員会議(子供理解) □○始業式・入学式 ・基本方針の説明 □授業開き等 ・人間関係作り(いじめについて学ぶ授業を含む) ○教育相談①、学校運営協議会① ・基本方針の説明 □道徳(友情・信頼)	夏 季	◆生徒指導研修 ・事例検討 ◆校内研修 ・授業改善 ・発達支援に関する研修 ◆中学校区研修会 ・1 学期の取り組みについて ◆教育課程 ・いじめ防止基本方針の見直し①	1	◆教育課程 ・生徒指導計画、いじめ対策計画 ○民生委員との情報交換 ◆いじめ対策委員会 ◆教育課程 ・いじめ防止基本方針の見直し② ○参観会、懇談会② ◆□ピンクシャツデー □いじめアンケート③ ◆いじめ対策委員会 ・アンケートのまとめ、報告
5	□葵グループ活動開始 ◆いじめ対策委員会	9	◆いじめ対策委員会 ・2 学期の取組の確認	2	○参観会、懇談会② ◆□ピンクシャツデー □いじめアンケート③ ◆いじめ対策委員会 ・アンケートのまとめ、報告
6	□朝会・道徳「命について考える日」 □いじめアンケート① □全児童面談 ◆いじめ対策委員会 □葵遊び① ○参観会・懇談会①、	10	○参観会 ◆いじめ対策委員会	3	◆□○キャリアパスポート記入 ◆いじめ対策委員会 ・いじめ事案のまとめ、報告、次年度への申し送り事項確認 ◆小中の情報交換会 □3 学期の振り返り
7	◆いじめ対策委員会 ・アンケートのまとめ、報告 □1 学期の振り返り ○教育相談②	11	□いじめアンケート② ◆いじめ対策委員会 ・アンケートのまとめ、報告 □全児童面談②		
		12	◆いじめ対策委員会 ◆□○学校評価 ◆学校評価のまとめ、報告 □2 学期の振り返り ○教育相談③		

◆生徒指導委員会・いじめ対策委員会：毎月実施

□ピア・サポート：毎月 葵遊び、学活等

□はままつマナー：1、4 年毎月 道徳等

□学習・生活目標等：月の始めと終わり

□校内研修にて発達支援に関する研修の実施

(2) いじめの未然防止

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめ問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。
- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や言動は、いじめを行っている子供や、周りで見ていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、いじめの定義や種類、原因や影響などについて学ぶ事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりする。情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。浜松市の相談窓口についても、周知する。
- 「葵が丘小いじめ防止基本方針」が実行性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、CS等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が、情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの授業を行う。
- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。
 - ・道徳の授業において、信頼・友情の価値について考える。
 - ・道徳の授業において、「命について考える日」の実施。
 - ・毎月1回ピア・タイムの時間に、人との関わり方を学ぶ。
 - ・3年生以上の各学級で学級係を設け、困ったことなどがあるときに話を聴くなど、相手に寄り添って支え合う活動を行う。
 - ・葵グループで活動する時間を設け、異学年の友達の良さに目を向ける。

(3) いじめの早期発見

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 教職員は、何よりも「子供ちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談しなくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記事等を通して、日頃から子供とコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- アンケート調査は次のように実施する。
 - ア 実施時期・実施回数

- ・アンケート調査：学期に1回（6月、11月、2月）

※臨時アンケート調査は、必要に応じて行う。

イ 実施方法・検証

- ・学校（場合によっては家庭）で実施する。
- ・回収後速やかに、教職員が記載内容を確認し、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。
- ・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について、管理職が確認する。

ウ 保存

- ・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

- ・1学期は、アンケート調査実施後、全員実施する。2、3学期は、アンケート調査実施後、希望児童及び必要だと判断する児童について実施する。

イ 実施方法・検証

- ・1学期は担任、2、3学期は、児童が希望する教職員が実施する。
- ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

- ・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「校内いじめ対策委員会」を定期的を開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

○法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

（4）いじめに対する措置

○教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

○教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われるときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。

○教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、

何を、どのように)を適切に記録する。

- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供と保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っで見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときには、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

(5) 関係機関との連携

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（SC、SSW）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談室）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

(6) 学校における教育相談体制の整備

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

- 「浜松市いじめ防止基本方針」「葵が丘小いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修会等の内容について、校内でも周知する。

- 定期的なアンケート等記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶため、カウンセラーや医療機関、福祉、地域など様々な関係機関と研修する機会を設ける。

(8) いじめが「解消している」状態

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

(9) 「葵が丘小いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「葵が丘小いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「葵が丘小いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、CS等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「葵が丘小いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「葵が丘小いじめ防止対策基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1) 地域の役割

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAやCS、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2) 家庭の役割

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任をもって子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。

- ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
- ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告する。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年4月改定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和6年8月改定版）」により適切に対応する。

1 重大事態の意味

（1）生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 子供が自殺を企画した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神症の疾患を発症した場合

（2）不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

★子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

2 重大事態の調査組織

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていく。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係に、どのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明する。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。調査結果について、学校は教育委員会に報告する。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがある。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかったために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備する。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意する。

第4 改定履歴

改定年月日	改定概要
令和4年4月	初版発行
令和4年8月	「重大事態への対処」に、子供や保護者からの申し立てを具体的に明記
令和5年4月	「年間指導計画」に、「あおい遊び」追記
令和6年4月	いじめ問題解決のための研修について関係機関を具体的に追記 いじめの未然防止について、「児童への訓告」を削除
令和6年5月	「年間指導計画」に発達支援に関する研修を追記 アンケート調査の実施方法、検証を変更
令和7年2月	「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」の改定に伴う変更